

第4 内装制限

1 内装制限の目的

建築物の内装の制限をする目的とは、壁、天井等の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料、難燃材料で仕上げることにより、建築物内の火災の初期成長を妨げてフラッシュオーバーの時間を遅らせ、避難、消火活動等を容易にしようとするものである。

この目的は、建基法、消防法とも同じである。

(注) 室内とは居室及び廊下、階段その他の通路の部分をいい、押入れのような部分は除かれる。ただし、非居室についても、排煙設備の設置免除や防火区画の一定の制限免除等の関係で、内装制限が適用される場合がある。

2 建築基準法上の内装制限

建基法では、下記に掲げるものは内装制限をしなければならないとされている。

内装制限を受ける建築物又はその部分（建基法第35条の2、建基令第128条の3の2、第128条の4、第129条）

- (1) 特殊建築物で一定規模以上のものの居室
- (2) 階数が1で延べ面積3,000㎡を超える建築物の居室
- (3) 階数が2で延べ面積1,000㎡を超える建築物の居室
- (4) 階数が3以上で延べ面積500㎡を超える建築物の居室
- (5) 無窓階の居室及び地階の居室
- (6) 火気使用室（調理室等）
- (7) 地下街及び駐車場
- (8) 避難階段、特別避難階段及びその附室並びに非常用エレベーターの乗降ロビー
- (9) (1)から(5)の居室から直接地上に通ずる主たる廊下、階段、その他の通路

3 消防法上の内装制限

消防法では、内装制限をしなければならないという規定ではなく、内装制限をした場合には、下記に掲げる消防用設備等の設置の基準を緩和することができるというものである。

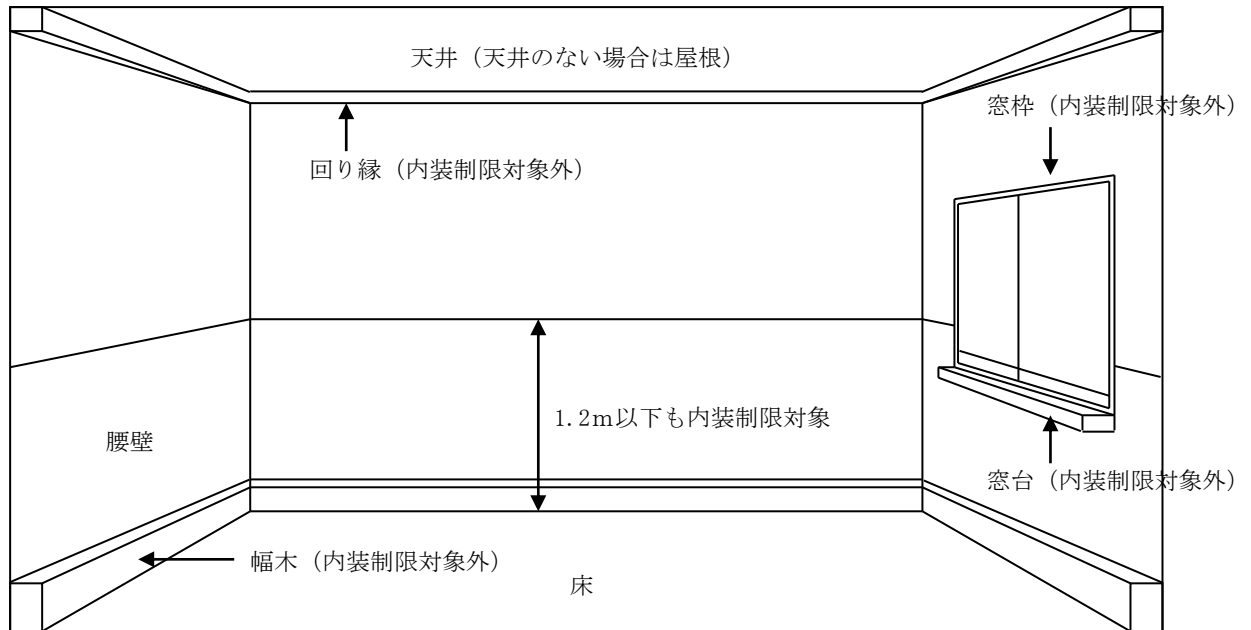
内装制限により緩和措置のある消防用設備等

- (1) 消火器（規則第6条第2項）
- (2) 屋内消火栓設備（令第11条第2項）
- (3) スプリンクラー設備（規則第13条第1項第1号イ）
- (4) 動力消防ポンプ設備（令第20条第2項）
- (5) 漏電火災警報器（令第22条第1項）
- (6) 避難器具（規則第26条第5項第1号ニ）
- (7) 連結散水設備（規則第30条の3第1項第1号イ）

4 内装制限する範囲

居室の内装（天井・壁（建基法上は、床面からの高さが1.2m以下の部分は除かれているが、消防法上の消防用設備等の緩和措置を受ける場合は、1.2m以下の部分も内装制限の対象となる。））は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料を使用しなければならない。ただし、地階・火気使用室は腰壁部分も対象とし、かつ、難燃材料は使用できない。

また、一般には3階以上の階を、特殊建築物の用途に供する場合は、天井に難燃材料を使用できない。



廊下・階段の天井、壁（腰壁を含む。）の内装は、準不燃材料（難燃材料不可）とする。避難階段、特別避難階段では、下地、仕上げとも不燃材料とする。

5 不燃材料・準不燃材料・難燃材料

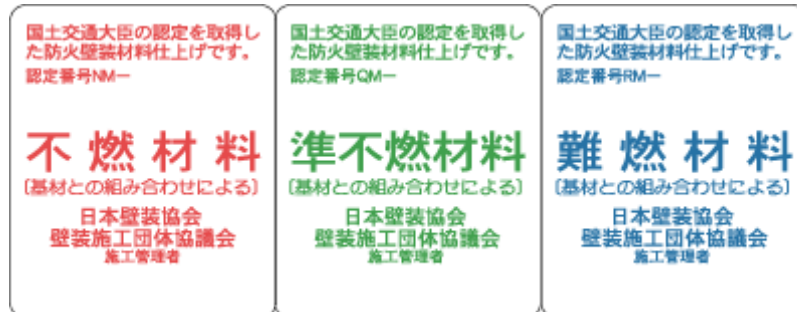
内装制限を受ける箇所に用いる内装材料には、不燃材料・準不燃材料・難燃材料が要求され、これらは、建基法第2条第9号、建基令第1条第5号、第6号に定める材料の他、同等の防火性能を有するものとして国土交通大臣の認定がなされたものがある。

不 燃 材 料	<p>(建基法第2条第9号)</p> <p>コンクリート、れんが、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、漆喰その他これらに類する建築材料で、政令で定める不燃性を有するものをいう。</p> <p>(建基令第108条の2)</p> <p>建基法第2条第9号に規定する政令で定める不燃性を有する建築材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間次の各号(建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第1号及び第2号)に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は認定を受けたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 燃焼しないものであること。 2 防火上有害な変形、熔融、き裂その他の損傷を生じないものであること。 3 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。
準 不 燃 材 料	<p>(建基令第1条第5号)</p> <p>木毛セメント板、石膏ボードその他の建築材料で、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は認定を受けたもの。</p>
難 燃 材 料	<p>(建基令第1条第6号)</p> <p>難燃合板、難燃繊維板、難燃プラスチック板その他の建築材料で、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間建基令第108条の2各号に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は認定を受けたもの。</p>

6 壁紙、塗料等

内装制限を受ける室内の仕上げとして、壁紙を貼る、若しくは塗料等を塗るなどの方法があるが、これらの場合も、材料、下地基材、施工方法により、不燃、準不燃、難燃の仕上げとしての認定を受けている。

防火施工管理ラベル見本



7 内装制限の確認

内装制限により消防用設備等が緩和される防火対象物又はその部分にあつては、当該防火対象物の関係者に防火施工管理ラベルの添付を指導し確認する。